

一、〇二七	ウキンスキー	ウカ河口	東南一七・一一	日魯漁業株式会社	五年	一〇、二〇〇	一、五〇〇
一、〇五二	ルサコフスキー	ルサコフ河口	南二・五〇	ダリ、ルイボプロドウクト	同	三一、七〇〇	一、七〇〇
一、〇五三	同	同 河口	東北四・六一	同	同	二九、三〇〇	一、七〇〇
一、〇六九	パンカリンスキー	パンカラ河口	北二・六五	同	同	二九、三〇〇	一、八〇〇
一、〇七五	ドラシキンスキー	ドラシカ河口	南九・〇一	日魯漁業株式会社	同	一八、五〇〇	一、七〇〇
一、〇八五	マカロフスキー	カユム河口	北二・五六	ダリ、ルイボプロドウクト	同	二七、三〇〇	一、七〇〇
一、〇八七	同	同 河口	北六・八九	同	同	二五、三〇〇	二、〇〇〇
一、〇九一	同	同 河口	北一五・九二	同	同	二六、七〇〇	二、〇〇〇
一、〇九七	カラギンスキー	カラギン湾入口	東北三・〇〇	日魯漁業株式会社	同	一三、八〇〇	一、八〇〇
一、〇九六	同	同 湾入口	東北七・〇〇	同	同	一四、七〇〇	一、八〇〇
一、〇九五	同	同 湾入口	東北一〇・〇〇	同	同	一三、八〇〇	一、八〇〇
一、〇九四	同	同 湾入口	東北一三・〇〇	同	同	一三、八〇〇	一、八〇〇

計 一四漁区内

邦人競落漁区 六 八四、八〇〇留

ソ側競落漁区 八 二〇一、八五〇留

一〇、四〇〇ツエントネル

一三、九〇〇ツエントネル

キチギンズスキー区

一、一〇七	トウイムラトスキー	トウイムラトスカヤ湾入口	南三二・九八	ダリ、ルイボプロドウクト	五年	二五、七〇〇	二、〇〇〇
一、一〇八	同	同 湾入口	南三〇・八六	日魯漁業株式会社	同	一三、六〇〇	二、〇〇〇
一、一四二	ウラ、ウオヤムスキー	ウラ、ウオヤム湾入口	南七・四七	同	同	八、八〇〇	二、〇〇〇

計 一六五

イリプイルセキー

一、一六四

同

イルプイル半島西端ヨリ

北八・〇〇

同

ダリ、ルイボプロドウクト

五年

一三、七五〇

二、〇〇〇

計 五漁区内

邦人競落漁区 二 二二、四〇〇留

ソ側競落漁区 三 五二、六〇〇留

六、〇〇〇ツエントネル

オリユトルスキー区

一、二九三	ウイリエナンスキー	ウイリエナン河口	南五一・一二	ダリ、ルイボプロドウクト	五年	三〇、一〇〇	二、〇〇〇
一、二九二	同	同 河口	南四九・〇〇	日魯漁業株式会社	同	一一、八〇〇	二、〇〇〇
一、二九〇	同	同 河口	南三三・一二	ダリ、ルイボプロドウクト	同	二九、六〇〇	二、〇〇〇
一、二八九	同	同 河口	南三一・〇〇	日魯漁業株式会社	同	一三、八〇〇	二、〇〇〇
一、三三八	マイノ、 パイリギンスキー	マイノパイリギン河口	西南六・八九	ダリ、ルイボプロドウクト	同	一一、六〇〇	二、四〇〇
一、三四一	同	同 河口	北二・六〇	同	同	一一、六〇〇	二、四〇〇
一、三四二	同	同 河口	北四・七七	同	同	一七、三〇〇	二、六二〇
一、三四三	同	同 河口	北六・八九	同	同	一〇、一〇〇	二、六二〇

計 八漁区内

邦人競落漁区 二 二六、六〇〇留

ソ側競落漁区 六 一一二、三〇〇留

邦人競落漁区 一九 二〇一、〇〇〇留

ソ側競落漁区 三三 七〇九、三六〇留

不落漁区 二

無入札漁区 一

合計五十五漁区内



蟹漁區ノ部

イーチンスキー區

漁區番號	名	稱	位	置	競落者	期貨開付	競落價格	製造標準高
一二四	コルバコフスキー		同	コルバコフ河口 北二〇・六〇—二五・九〇 <sup>籽</sup>	ダリ、ルイボプロドウクト	同	九一、五〇〇	五、〇〇〇 <sup>函</sup>
一二五	同		北	舊河口 五・三〇—一〇・六〇	同	同	九〇、五〇〇	七、五〇〇
計	二漁區内	邦人競落漁區 ソ側競落漁區	一	一八二、〇〇留	一二、五〇〇 <sup>函</sup>			
キクチンスキー區								
一二六	ブイムブチンスキー		同	ブイムブタ河口 北一〇・〇六—一六・三六 <sup>籽</sup>	リユリ兄弟商會	同	六一、六〇〇	五、〇〇〇 <sup>函</sup>
一三〇	ウトキンスキー		南	八・四八—一三・七八	同	同	五〇、一〇〇	五、〇〇〇
計	二漁區内	邦人競落漁區 ソ側競落漁區	一	一一一、七〇〇留	一〇、〇〇〇 <sup>函</sup>			
ボリシエレツキー區								
一四一	オゼルノフスキー		同	オゼルナヤ河口 南一七・〇〇—二二・三〇 <sup>籽</sup>	リユリ兄弟商會	五年	二二、一〇〇	三、〇〇〇 <sup>函</sup>
計	一漁區内	邦人競落漁區 ソ側競落漁區	一	二二、一〇〇留	三、〇〇〇 <sup>函</sup>			

漁區競賣結果一覽表

鮭鱒漁區ノ部

監視區別	五年	計
薩哈連區	〇	三
オホトスキ區	〇	三
ダウイスキー區	〇	三
計	二	三

計	二漁區内	邦人競落漁區 ソ側競落漁區	六九、七〇〇留	一〇、〇〇〇 <sup>函</sup>
合計	七漁區内	邦人競落漁區 ソ側競落漁區	三八五、五〇〇留	三五、五〇〇 <sup>函</sup>
邦人競落漁區	一	一九	二〇一、〇〇〇留	三一、二〇〇 <sup>ツ</sup> エントネル
ソ側競落漁區	七	四〇	一、〇九四、八六〇留	三五、九四〇 <sup>ツ</sup> エントネル
邦人競落漁區	一	一	一〇、〇〇〇留	三五、五〇〇 <sup>函</sup>
ソ側競落漁區	六	二	六九、七〇〇留	一〇、〇〇〇 <sup>函</sup>
無入札漁區	一	二	一〇、〇〇〇留	三五、五〇〇 <sup>函</sup>
總計六十二漁區内				

計	二漁區内	邦人競落漁區 ソ側競落漁區	六九、七〇〇留	一〇、〇〇〇 <sup>函</sup>
合計	七漁區内	邦人競落漁區 ソ側競落漁區	三八五、五〇〇留	三五、五〇〇 <sup>函</sup>
邦人競落漁區	一	一九	二〇一、〇〇〇留	三一、二〇〇 <sup>ツ</sup> エントネル
ソ側競落漁區	七	四〇	一、〇九四、八六〇留	三五、九四〇 <sup>ツ</sup> エントネル
邦人競落漁區	一	一	一〇、〇〇〇留	三五、五〇〇 <sup>函</sup>
ソ側競落漁區	六	二	六九、七〇〇留	一〇、〇〇〇 <sup>函</sup>
無入札漁區	一	二	一〇、〇〇〇留	三五、五〇〇 <sup>函</sup>
總計六十二漁區内				

計	二漁區内	邦人競落漁區 ソ側競落漁區	六九、七〇〇留	一〇、〇〇〇 <sup>函</sup>
合計	七漁區内	邦人競落漁區 ソ側競落漁區	三八五、五〇〇留	三五、五〇〇 <sup>函</sup>
邦人競落漁區	一	一九	二〇一、〇〇〇留	三一、二〇〇 <sup>ツ</sup> エントネル
ソ側競落漁區	七	四〇	一、〇九四、八六〇留	三五、九四〇 <sup>ツ</sup> エントネル
邦人競落漁區	一	一	一〇、〇〇〇留	三五、五〇〇 <sup>函</sup>
ソ側競落漁區	六	二	六九、七〇〇留	一〇、〇〇〇 <sup>函</sup>
無入札漁區	一	二	一〇、〇〇〇留	三五、五〇〇 <sup>函</sup>
總計六十二漁區内				

計	二漁區内	邦人競落漁區 ソ側競落漁區	六九、七〇〇留	一〇、〇〇〇 <sup>函</sup>
合計	七漁區内	邦人競落漁區 ソ側競落漁區	三八五、五〇〇留	三五、五〇〇 <sup>函</sup>
邦人競落漁區	一	一九	二〇一、〇〇〇留	三一、二〇〇 <sup>ツ</sup> エントネル
ソ側競落漁區	七	四〇	一、〇九四、八六〇留	三五、九四〇 <sup>ツ</sup> エントネル
邦人競落漁區	一	一	一〇、〇〇〇留	三五、五〇〇 <sup>函</sup>
ソ側競落漁區	六	二	六九、七〇〇留	一〇、〇〇〇 <sup>函</sup>
無入札漁區	一	二	一〇、〇〇〇留	三五、五〇〇 <sup>函</sup>
總計六十二漁區内				

計	二漁區内	邦人競落漁區 ソ側競落漁區	六九、七〇〇留	一〇、〇〇〇 <sup>函</sup>
合計	七漁區内	邦人競落漁區 ソ側競落漁區	三八五、五〇〇留	三五、五〇〇 <sup>函</sup>
邦人競落漁區	一	一九	二〇一、〇〇〇留	三一、二〇〇 <sup>ツ</sup> エントネル
ソ側競落漁區	七	四〇	一、〇九四、八六〇留	三五、九四〇 <sup>ツ</sup> エントネル
邦人競落漁區	一	一	一〇、〇〇〇留	三五、五〇〇 <sup>函</sup>
ソ側競落漁區	六	二	六九、七〇〇留	一〇、〇〇〇 <sup>函</sup>
無入札漁區	一	二	一〇、〇〇〇留	三五、五〇〇 <sup>函</sup>
總計六十二漁區内				



日露年鑑

ギシギンスキー區	一九二二	六〇九	一一	不落一、無入札一、
イーチンスキー區	一九二二	六〇九	六	不落一、
カラギンスキー區	一九二二	六〇九	四	
キチギンスキー區	一九二二	六〇九	五	
オリユトルスキー區	一九二二	六〇九	八	
計	一九二二	六〇九	五二	

蟹漁區ノ部

イーチンスキー區	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
キチギンスキー區	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
オリユトルスキー區	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

個人別落札漁區數及借區料

競落者	競落漁區數	借區料	標準	高
日魯漁業株式會社	一七	一八五、〇〇〇留	二七、七〇〇ツェントネル	
荻布宗太郎	一	一〇、〇〇〇	二、〇〇〇	

佐野治助

計	一	六、〇〇〇	一、五〇〇
蟹	一九	二〇一、〇〇〇	三一、二〇〇
蟹	二三	五一三、六五〇	四五、四四〇
蟹	二	一八二、〇〇〇	一二、五〇〇函
蟹	八	一四六、〇一〇	一〇、五〇〇ツェントネル
蟹	二	四九、七〇〇	四、〇〇〇
蟹	五	二〇三、五〇〇	二三、〇〇〇函
蟹	三三	七〇九、三六〇	五九、九四〇ツェントネル
蟹	七	三八五、五〇〇	三五、五〇〇函
計	四〇	一、〇九四、八六〇	九一、一四〇ツェントネル
蟹	五二	九一〇、三六〇	三五、五〇〇函
計	五九	一、二九五、八六〇	

日ソ漁區年度別趨勢

極東露領に於ける邦人漁業は明治四十年ポーツマス條約による權益として着業以來年々躍進の歩を進め、ソ側の堪察加地方沿岸漁業着手と共に、同地方の鮭鱒、蟹漁業は日ソ兩國の勢力對立の形と

漁業の部

なり大正十一年には邦人所有漁區二六四區に對しソ側は五七區、翌十二年には邦人側二五四區に對しソ側僅か三四區の趨勢を示して居たがソ側の同地漁業積極化と共に昭和四年以降ソ側の進出目覺ましく前年まで僅か四二區に過ぎざりしソ側漁區は昭和四年に至り一躍一六五區に増

加、爾來逐年其數を増し昭和十年度に於ては日本側三九五區に對しソ側は四二〇區となり邦人所有漁區を凌駕する事二五區に及び以後年々ソ側は邦人所有漁區を競賣毎に奪回し優勢を示すに至つたのである。  
大正十一年以降、昭和十三年に至る日



ソ所有漁區數を比較すると左の通りである。

※露領に於ける年度別日ソ漁區數

(年 度)	(日本側)	(ソ聯側)
大正十一年	二六四	五七
大正十二年	二五四	三四
同 十三年	二三四	四九
同 十四年	二四〇	四六
昭和 元年	二五二	四六
同 二年	二三九	四〇
同 三年	二三九	四二
同 四年	三〇三	一六五
同 五年	三一八	二七二
同 六年	三〇九	三〇一
同 七年	三九二	三〇一
同 八年	三五七	三五二
同 九年	三八六	三六五
同 十年	三九五	四二〇
同 十一年	三九九	四一九
同 十二年	三九二	四三六
同 十三年	三八八	四二六

れ一漁區は不落となつたが、昭和十一年ソ側は我が安定二漁區を否認し再競賣で日魯一區を競落し結局前年度より四區減の三八八區となつたものである。

露領漁區再競賣

(昭和十三年三月十五日施行)

昭和十三年度露領入札漁區に不落となつた舊日魯漁業經營のイチンスキー第五六七區及び舊佐野治助氏經營のギジギンスキー第五〇三區、無入札となつた舊ダリルイボ經營の第五四七區については、三月十五日浦鹽極東漁業廳で再競賣が施行されたが其結果、日本側一、ソ聯側一、不落一となり左の通り決定した。

(漁區番) (入札價格) (落札者)

五六七區	三、一〇〇留	日魯漁業
五〇三區	三、五〇〇留	不落
五四七區	一六、七〇〇留	ダリルイボ

再競賣に於て復々不落となつた舊佐野經營のギジギンスキー第五〇三區鮭鱒漁區は入札價格三、五〇〇留に對し、標準最低價格四、〇〇〇留で結局公定價格に五

〇〇留足らず不落と決定されたもので、此の再競賣の結果、日ソ兩國の現有漁區總數は日本側三八八區、ソ側四二六區となつたのである。

安定二漁區否認問題

廣田カラハン協定による露領に於ける我が安定漁區中、オコツク、ケフク所在の日魯漁業經營二漁區に對し、ソ側は不法にも河口移動による地域變更を名とし、去る昭和十一年十月無効を宣言し不法閉鎖を行つたが、右に對し日魯漁業事務部長、近江政太郎氏は、昭和十三年度競賣を機とし浦鹽に赴き右兩漁區の返還に付ソ側と交渉を行つたが、ソ側は、頑として應ぜず、右二漁區は一九三八年度以降經營禁止の旨回答し同問題は未解決のまま残される事となつた。

滿ソ關係

第五回北鐵公債發行

滿洲國債シンディケート代表者は昭和十三年二月十六日午前十一時興銀に參集し滿洲帝國北滿鐵道公債第五回分五千萬圓の發行條件を協議したが、育成期にある起債界の情勢から見て發行總額の内一千万圓を市場公募とし、殘額四千万圓の内一千二百萬圓を政府筋で引受け殘額二千八百萬圓をシンディケート團で親引し内興銀が一千二百萬圓、一千六百萬圓を十六行で均分引受とすることに正式決定した。

北鐵公債發行規程

滿洲國政府は三月末北滿鐵道買收の對ソ支拂期限が満了するのでこれが支拂資金調達のため北滿鐵道公債第五回發行規程を左の如く制定發表した。

第一條 政府は北滿鐵道公債法により北滿鐵道公債(第五回)日本通貨五千萬圓を發行す

滿ソ關係の部

第二條 本公債の證券は無記名振出しとしその額面金額は百圓、五百圓、千圓及び一萬圓とす

第三條 本公債の利率は年四分とす

第四條 本公債の發行價格は額面金額百圓につき九十八圓二十五錢とす

第七條 本公債の元利金の支拂事務は株引會社日本興銀本店及び支店に於て之を行ふ

第八條 本公債の元金を償還せんとする時はその金額其他必要事項を日本政府官報並に東京市及び大阪市に於て發行する新聞紙各二種以上に廣告す

第九條 本公債の申込期間は康徳五年三月一日より同三日迄とす但し同期間中と雖も締切の事あるべし

第十條 本公債の應募者は應募額及び住所氏名を記載したる應募申込書に應募額百圓につき三圓の證據金を添へ之を取扱銀行又は信託會社に提出すべし

第十一條 本公債の應募申込に對し適

宜募入額を定む

第十二條 本公債の應募者にして募入せられたるものは康徳五年三月二十五日に於て募入額に對する拂込をなす可し、但し證據金は之を拂込の一部に充つ、募入外となりたる應募者の證據金はその請求により之を還付す

滿洲國經濟部當局談

第五回北鐵公債發行に關し經濟部當局は十六日左の如き談話を發表した。北滿鐵道公債は康徳二年三月二十三日北滿鐵道を買收して以來四回に亘り發行、今回の發行を加へその發行總額は一億七千萬圓で右により三月末日をもつて買收代金々額の支拂を完了しその歴史的大事業も無事終了を告げるのである、北滿鐵道買收以來僅か三年にして巨額の買收代金の支拂を無事終了せしむることが出来たのは本公債の引受け募集に當りたる日本興銀その他滿洲國債引受けシンディケート團の非



常な盡力と日本官民の絶大なる支援に基くもので深甚なる敬意を表する次第である、なほ本公債の總額一億七千萬圓は當初の豫定額一億八千萬圓に比し一千萬圓を減じてゐるが右は北滿鐵道従業員に對する退職金が豫想額よりも少かつたのと公債發行條件が漸次好轉した爲めである。

ソ聯機の不法越境事件

十二月十九日賓綏線横道河子附近に不時着せるソ聯郵便機事件に關してはその後當局に於て取調中のところ大體全貌が判明したので一月二十七日午後二時滿洲國外務局より左の如く發表した。

先般モスコイで開催の第一回ソ聯邦最高會議中一月十七日の會議に於てジュダノフ(その後同會議常設外交委員長に選ばれた)は、極東方面に於ける日本及びその傀儡たる滿洲國の挑發的行爲は絶へる間がない、最近滿洲國內に不時着したソ聯飛行機が不法抑留せられソ聯側再三の要求にも拘らず滿洲國

側は積載物も返還しない事例があるが外務人民委員部は國境における挑發的行爲を一舉永遠に葬る様措置を採るべきである

との主旨を述べモロトフ首相これに對し十九日の會議に於て「ソ聯政府は從來よりも強硬な態度で日滿側に對しソ聯の權利確保に努める」と答へて滿場の喝采を博した由であるが吾人は相變らずのソ聯の無智と虚勢と事實を歪曲せる牽強附會の言分には失笑を禁じ得ない、滿洲國が日本の傀儡でないことは事實が十二分に證明するところで、今更説明反駁の要はないが、此の機會に吾人はソ聯國境方面に於けるソ聯側の挑發的行爲が積極的極めて悪性であることを指摘したい、即ち匪賊の支援不法越境、拉致、射撃等の外昨秋以來の在極東鮮人の中央亞細亞強制移住に於て鮮人を、又國境附近に於て不法拉致せる住民を何れも歸國を装はせて滿洲國內スパイ或は宣傳員として潜入せしめ或は飛行機に依る不法越境に至つては昨年度以來十有八件を數へる有様であ

厚であるので滿洲國側では目下出張取調中にして斯くの如き容疑者を嚴重取調べる事は勿論その終了まで機體搭載物を抑留することは滿洲國の當然の權利であり、而して前述の如くソ聯側がその返還を威嚇的言辭を以て早急に要請し來たる事は反つて愈々我が方の疑惑を深からしめることである。

ソ聯兵、滿領に越境發砲

二月十四日午後二時頃滿ソ國境東部ウスリー鐵道百十七―百十八キロ標附近の滿領にソ聯警備兵一名軍用犬をつれ越境し、續いて五、六名も越境し來り、滿側の國境警備兵に發砲したので、滿側はこれに應戦、軍用犬をつれた最初の一名を倒し、外一名に重傷を負はした、午後五時頃グロデコオ方面より約三十名のソ聯兵増員し來つたので滿側でも同數の兵を派して對峙中であつたが擴大するには至らなかつた。

滿洲國領事館員に暴壓

在ソ滿洲國領事館に對するソ聯官憲の

滿ソ關係の部

不法なる壓迫甚だしく滿洲國外務當局では現地並にハルビンにおいてこれが排除改善に關し誠意を以て努力して來たがソ聯側に反省の色なく最近に至つては領事館員の生活まで脅かさんとするが如き態度に出で關係各方面を痛く刺戟激昂せしめ若しソ聯が速かに反省せねば適切な對抗手段を採るもまた止むなしとの空氣が俄然擡頭してゐる、尙ブラゴエ、チタ兩滿洲國領事館に對するソ聯官憲の暴狀振りの一例を示せば次の如くで

一、ブ市領事館 (イ)尾行の徹底 館員に對する尾行は從來執拗を極めてゐたが特に最近一層甚しくなり、露骨等といふ程度を越え非禮の限りを盡し恰も囚人扱ひをなしてゐる

(ロ)食料品購入の妨害 館員の食料品購入に對しては從來屢々陰に陽に妨害をしてゐたが、特に十二月十五日の如き領事館員がコルホーズ事務所に於て野菜を購入し歸途に就かんとするや尾行して來た官憲は館員の面前に於て直ちに右野菜を販賣した農夫を逮捕連行

せるため、爾來住民は何れも官憲の逮捕監禁を恐れて館員に野菜を賣るのを欲せず、館員は今やブ市に於ては必要なる食料品の購入すら爲し得ざる状態に陥り非常な苦境に立つてゐる。

(ハ)醫師派遣の拒絶 劉領事館主事は豫て喘息發作の爲病臥中のところ十二月三十日夜來病勢急變した爲醫師の來診を求めだがゲ・ペ・ウや州執行委員會の諒解が無いといふ理由で來診を拒絶された爲、同主事の病態は甚だ氣づかはれて居る

斯の如き重病入に對してすら醫師の往診を拒絶せしむるが如きソ聯の非人道的態度に之を聞知したブ市民すら驚いてゐる

(ニ)ブ市、黑河間交通の遮斷ブ市領事館では從來新京との事務連絡は黑河で爲して居たが領事館員の黑河への來住は十一月當初ブ市外交代表が國內肅正工作の犠牲となり逮捕されてからは後任の着任なき爲め出國査證の發給を受け得ず僅かに領事、副領事のみ止つ



て居たがそれも十二月十九日に至リソ  
聯側は突如無警告に何等特別の理由な  
きに拘らず市、黒河間の交通遮断の  
舉に出で市領事館員の黒河への來住  
を禁足するに至つた、斯の如きは市  
領事館と新京との事務連絡の道を封ぜ  
んとするソ聯側の計畫的行爲なること  
勿論である

二、チタ領事館 (イ)館員の逮捕及び壓  
迫 曩にソ聯官憲が館員主人を逮捕し  
て以來滿洲國側の屢次の要求に拘らず  
未だに釋放を見ないが其の後の状態は  
何等改善されず十一月に入つて又復領  
事館の傭人たるソ聯人馬夫を逮捕せる  
爲館内外用務に著しき支障を來してゐ  
る、尙領事館において先頃契約した石  
炭運搬の爲外交代表に對し労働者の雇  
傭方を依頼したが拒絶され且飲料水の  
購買すら拒絶する等の暴舉に出で今や  
チタ領事館員一同は文字通り飢寒と戦  
ひつゝありと言ふ現状である  
(ロ)尾行 尾行の如きも市に劣らず  
執拗を極め館員がソ聯人と交際する如

きことは絶対不可能で若し右の如き場  
合は直に尾行は彼等をゲ・ペ・ウ本部  
へ連行するといふ状態であり、又館員  
が散歩のため館外へ一步でも出れば直  
ぐ尾行により制止される如き監視状態  
におかれ、また食料品購入のため領事  
館の傭人が外出する際にも尾行は屢々  
威嚇行爲をなすので館員は外出するこ  
とを極度に恐れてゐる状態である

滿ソ貿易概況

滿洲國財政部發表、同國康德四年(昭  
和十二年)一月十一月の對ソ貿易は左  
の如く、輸出入總額半減の状態であるが、  
これは從來同國唯一のソ聯向商品たりし  
大豆の輸出が同年度絶無なるによるため  
で、一方ソ聯の對滿輸出は却つて前年度  
の三倍に増加してゐるのである。(單位國  
幣圓)

	康德四年一 月十一月	康德三年一 月十一月
輸出	一四、八六〇	一、五八、九六
輸入	六六、六六九	一、二、八九二
合計	八二、五二九	一、七四、八五三

△重要輸入品

ガソリン)類	三、三三三ガロン	一、七、六三三圓
ベンジン)	前年度無し	
ケロシン油	三、九六六ガロン	一、六、七三三圓
皮革	三、三三三圓	前年度無し
木材	八、三三三圓	二、七三三圓
		二、五三三圓

支那事變直前迄の北支に於ける列國の  
事業投資は天津、青島を中心として行は  
れ、就中、我が國の進出眼覚ましく兩中  
心地に於ける五萬圓以上の列國商社五  
八社のうち我が國は二二〇社を占めて首  
位にあつたが、一方、ソヴェート聯邦經  
營商社数は日、英、米、獨に次いで第五  
位で、左の如き數字を示してゐた。即ち、  
天津 五二社 (内、五萬圓以上三一社)  
青島 三〇社 (内、五萬圓以上 五社)  
計 八二社 (内、五萬圓以上三六社)

防 共 の 部

中華民國臨時政府成立

防共親日を命題

十一月二十日國民政府は南京を放棄  
し、奥地四川省重慶に轉都するのやむな  
きに至つた、彼等は此の移轉において重  
心を漢口、長沙の二地點におき上海、南  
京を失つたのちの對外出路を廣東、香港  
に求めんとしつゝある、かゝる國民政府  
の敗退の後に國民政府を否定し、聯日防  
共の新生中華民國が北京を初めとして北  
支、南支の民衆支持のもとに着々として  
進行するに至つた、即ち先づ事變の戦雲  
の中から北支各地の治安維持會の成立、  
十月には蒙古民族の擡頭になる蒙古聯盟  
自治政府の成立があり、更に蒙疆聯合委  
員會となり、十二月十四日北京には中華

防 共 の 部

民國臨時政府が出来た、これは新しい支  
那の中央政權をめざし防共親日を目標と  
するもので、冀東自治政府もこれに合流  
のため解消し、各地治安維持會又續々合  
流を宣言してゐるのである、のみならず  
蔣介石十二年經營の抗日の牙城南京に  
も、北京政府と同様の主張をもつた南京  
自治委員會が出来、さきに成立せる上海  
浦東の大道自治政府、中支各地の治安維  
持會の合流による中支に首都をおく親日  
防共の政權が生れようとしてゐる。

扱て十二月十四日防共親日のスローガ  
ンのもとに新生した北京の中華民國臨時  
政府は一月四日附をもつて行政、議政(立  
法)、司法各委員會組織大綱を發表したが  
政府を組織する前記三權の分立を確保す  
ると共に行政部門に重點を置き、行政委

員會の下に行政部、治安部、教育部の三  
部を設け、行政部に總務、内務、外務、  
財務、實業、交通の六局、治安部に總務、  
建制、保衛、教練、經理の五局、教育部  
に總務、文化、教育の三局を設けた、政  
府組織、特に行政部門に最も明瞭に看取  
せられる特色は、その機構の徒らに龐大  
なるを避け、最も能率的に機能を發揮す  
べき簡明直截の形式をとり、繁文縟禮に  
倣はざるにあり、更生支那建設の實踐的  
機構を整へて從來政權の通弊たる内部軋  
轢による無爲無能を防がんとするもので  
ある。

中華民國臨時政府組織法

議政委員會組織

【北京四日發國通】 主要なる組織大綱は  
左の如し  
第一條 議政委員會は臨時政府の最高議  
政機關とす  
第二條 議政委員會に委員長一、常務委  
員五及び委員若干名を置く  
第三條 左記各號の事項は議政委員會の



議決を経べし

(一) 施政方針

(二) 法律案

(三) 豫算案及び決算案

(四) 特任官の任免

(五) 宣戰講和及び條約の締結

(六) 其他本委員會の議決を経べしと認めらるゝ事項

第四條 議政委員會の議事規則は別に之れを定む

第五條 議政委員會に秘書廳を置く秘書

廳の組織大綱は別に之れを定む

第六條 本大綱は公布の日より施行す

行政委員會組織

第一條 行政委員會は臨時政府の最高行政機關とす

第二條 行政委員會に委員長一名及委員

五名を置く、委員長及委員は所屬各部

長を兼任することを得

第三條 左記各項の事項は行政委員會の

議決を経べし

(一) 議政委員會に提出すべき法律案

(二) 議政委員會に提出すべき豫算及

び決算案

(三) 議政委員會に提出すべき宣戰講

和及び締結條約案

(四) 特赦、減刑及び復權案

(五) 所屬各機關簡任官の任免

(六) 所屬各機關權限に關する事項

(七) 本委員會の議決を経べしと認め

られる事項

第四條 行政委員會の議事規則は別に之

れを定む

第五條 行政委員會に秘書廳及行政、治

安、教育、法律、賑濟の五部を置く、

各部の組織大綱は別にこれを定む

第六條 行政委員會は行政上實益を收め

るため顧問、參議を招聘するを得

第七條 行政委員會は各地方行政狀況を

明瞭ならしめるため調査院を置くを得

第八條 行政委員會は豫算、決算を監督

するため審計委員を置くことを得、審

計規則は別にこれを定む

第九條 本大綱は公布の日より之を施行

す

治安部組織

第一條 治安部は全國の治安事務を管理

す

第二條 治安部に左記各局を置く

(一) 總務局

(二) 建制局

(三) 保衛局

(四) 教練局

(五) 計理局

第三條 總務局は左の事項を管掌す

(一) 本部職員の任免に關する事項

(二) 部令の公布官印の保管及び公文

書收發に關する事項

(三) 庶務會計及び公務保管に關する

事項

(四) その他各局に屬せざる事項

第四條 建制局は左の事項を管掌す

(一) 治安團體の編成に關する事項

(二) 治安團體の賞罰に屬する事項

第五條 保衛局は左の事項を管掌す

(一) 治安計畫及び團體の更迭派遣に

關する事項

(二) 風紀取締及び警衛配備に關する

事項

第六條 教練局は左の事項を管掌す

(一) 團體、學校の教育訓練に關する

事項

(二) 圖書編審及び演習檢閲に關する

事項

第七條

(一) 武器、糧秣、運輸に關する事項

(二) 被服糧秣の警備檢査に關する事

項

(三) 團體經費の出納統制に關する事

項

第八條 治安部に次長一名を置く次長は

總長を補佐し事務を處理す

第九條 治安部に秘書長一名、秘書四名

を置く、秘書長及び秘書は部務會議及

び長官交辦事務を分掌す

第十條 治安部に參事四名を置く參事は

本部に關する法律命令を起草及び審査

す

第十一條 治安部に局長五名を置く、局

長は各局事務を分掌す

第十二條 治安部に科長十名、科員三十

名を置く、科長、科員は各局所屬事務

を分掌す

第十三條 本大綱は公布の日よりこれを

施行す

司法委員會組織

第一條 司法委員會は臨時政府の最高司

法機關とす

第二條 司法委員會に委員長一名及び委

員五名を置く、前項委員長及び委員は

奏任、簡任以上の司法官又は司法行政

官並に學者經驗あるものを以てこれに

充つ

第三條 左記各號の事項は司法委員會の

議決を経べし

(一) 法令解釋の統一

(二) 判令の變更

(三) 議政委員會に提出すべき主管事

項

(四) 所屬各機關簡任官の任免

(五) 本委員會の議決を経べしと認め

らるゝ事項

第四條 司法委員會の議事規則は別にこ

れを定む

第五條 司法委員會に秘書廳、最高法院、

を分掌す

第六條 本大綱は公布の日より施行す

第七條 教育部組織

第一條 教育部は全國文化及び教育行政

事務を管掌す

第二條 教育部に左の各局を置く

(一) 總務局

(二) 文化局

(三) 教育局

第三條 總務局は左の事項を管掌す



第四條 文化局は左の事項を管掌す

(一) 圖書館、博物館等の建築に關する事項

(二) 文藝、美術、音樂及び通俗の禮儀に關する事項

(三) 圖書、度量衡及びその他教育用品の審査、檢定に關する事項

第五條 教育局は左の事項を管掌す

(一) 大學教育及び專門教育に關する事項

(二) 國外留學に關する事項

(三) 學位授與に關する事項

(四) 中等教育、小學教育及び幼年教育に關する事項

(五) 師範教育及び職業教育に關する事項

(六) 民衆教育、補習教育、低腦者不具者教育並に文字普及運動に關する事項

(七) 公共體育に關する事項

(八) 其他教育に關する事項

第六條 教育部に總長一名を置く總長は本部の事務を綜理し所屬職員及び各機

關を監督す

第七條 教育部に次長一名を置く次長は總長を輔佐し事務を處理す

第八條 教育部に秘書長一、秘書四名を置く、秘書長及秘書は部務、會議事務及び長官の公辦事務を分掌す

第九條 教育部に參事二名乃至四名を置く、參事は本部に關する法律命令を起草及び審査す

第十條 教育局に局長三名を置く局長は各局事務を分掌す

第十一條 教育部に科長十名科員二十八名を置く、科長及び科員は各科事務を分掌す

第十二條 教育部辦事細則は別に定む

第十三條 本大綱は公布の日よりこれを施行す

湯議政委員長放送

中華民國臨時政府議政委員會委員長湯爾和氏は年頭に際して支那民衆に與ふるの辭を三日午後七時より北京中央放送局より講演放送した、要旨左の如し。

一、一般國民諸君に對し 昨年は歴史上

稀有の慘劇を醸しわが國民の死傷は百萬を算し財産の損失は上海のみにても既に三十億を超えた、農工商業の各界、その影響を受けざるなくこれが復興には恐らく三十年五十年の年月を必要とするのであらう、然し私は國民諸君に上氣の沮喪せざることを切に希望する、わが國四億五千萬の民衆あり、地大物博、農村商工業とも未だその軌道に乗らず地下埋藏資源は未だ開發に至らず、教育の普及は甚だ貧弱である、わが國民にして危急存亡の目前に至るを感ずるならば勇氣を鼓舞して相共に努力し始めて禍を轉じて福となし得るのである、歐洲大戰以後余視しく歐洲に赴き戰敗國の困苦窮乏を見たがわが國今日の狀況は正にこれと相匹敵するものあり、進まざれば即ち死であり猶豫を許さず、戰敗各國はその後十年を出でずして國力を恢復してゐる、吾々も正にこの例に倣ひ自肅自戒國力の進展に邁進しなければならぬ。

二、青年に對し 目下の現状にあつては

國民の中最も苦悶を感じる者は青年である余も亦青年時代より現在まで青年の心理に對しては屢々體驗して居り今後の青年を導く方針に關しては簡單に説明すれば左の如し。

(甲) 決して青年を道具となさず、民國以來袁世凱より國民黨政府に至るまで青年を以て武器となさざるはなし、國民黨訓政以來特に羊頭を掲げ利を以て青年を威脅誘導しその良心を喪失せしめた、ために貪官汚吏横行し口に良言を稱へて肚裏に劍を藏す、外患に藉口して青年の不平の心理を激動せしめた、容共を反覆して朝令暮改一定の方針なく青年人格の陶冶目標を消失せしめた、青年を利用せんと欲する時甘言を以て惑はず、青年を利用せざる時は放任して毫も顧みず、悲しむべき事實である青年はかゝる事態には到底堪へ得ない、この慣習既に久しく、一旦事あれば青年は先づ率先して街頭を遊行演説し學問を顧みない、不識、誰か彼

等を操縱するや、然してかゝる弊害を青年は覺らず假令覺る者あつても滔々たる惡風潮に押されて自から抜く能はず、今日の慘禍を醸成せるはこれ皆歴代爲政者の良心なきが爲めである、思ふに青年は國家を維持すべき有力なる分子にして立派なる指導者を得れば即ち國家は繁榮する、青年は決して利用すべきでなく青年自身も亦正に國民黨の魔酔より醒むべきである。

(乙) 青年の進むべき道 工業興らず農村破産し新舊軍閥は唯自己の勢力を鞏固にすることのみを知り新舊官僚は私利に汲々たるのみならば焉んぞ青年の進むべき道あらんや？ 前清以來稅政百出し制度上に在つても試験制度に見るべきものある以外他になし、一度悪用すれば即ち本旨は忘却される、人を用ふるに當つては確乎たる標準なく故に學畢えたる青年中失業する者續出す、かゝる情勢で國家を治めて如何して安定し得よう新政府は必ず試験制度を勵行し成績に依り公平なる採用をな

三、國民黨に對し 黨員は自ら妄りに尊

す方針を有してをりこれが實行時期も遠くない農村の振興策を圖り工業を發達せしめる筈で青年にして能く一技に長ずれば立身の道は患ふる必要はさら無くなるであらう。

大ぶりに口に訓政を稱へこれを行ふこと十年、然も一般人には幸福を齎さず政權こゝに失脚す、惟ふに國民黨の最大なる失策は(一)幼稚(二)不誠(三)狹隘の三事に起因する、幼稚とは何ぞや、即ち今次事變を以て論ずれば戰前戰後の支那體形は權威者より見れば一笑にも價せず、二百萬の軍隊數百臺の飛行機を擁すれども何等見るべきものなし、持論を述べれば國家は先づ重工業を發達せしめざれば軍器は獨立するを得ぬ、軍器の獨立せざる國家は如何にして近代式戰爭を成し得よう？ 重工業を先づ發達せんと欲すれば科學を獨立せしめて充分なる發達を圖ることに基礎を置かねばならぬ、科學を發達せしめんと欲すれば教育の普及を圖



らねばならぬ、國民黨はこの理を悟らず、その政令は皮層的なものに過ぎず、如何にして局面を支持出来得よう、これ幼稚なる所以である、不誠とは何ぞや、吾人は屢々國民黨員の演説を聞く、彼等の言や甚だ條理、整然として居る、その政令は實に堂々たるものである、而もその究極は實際上私利私慾を圖る以外その範疇を出でず所謂好言多く虚言に非ざるはない、今こそ彼等は自ら墓穴に陥してゐるのだ、狹隘とは何ぞや國民黨十年の歴史を回顧すれば最初は黨員に非ざれば用ひず、次いで黨員中黨派を生じるに到り各黨派は親しまず黨中長老者には稍正論を抱く者あつても排斥され雷同せざる者は誅夷を受ける、黨外の人々に到つては論ずべからず故に奸智にたけた人々が集まり策謀を逞しうする、最近漢口に於て放送の張群氏の言によれば國民黨員にして再び北京に入り新政府に任えて月給六十元以上を得る者は銃殺に處すると、これこそ何の胸襟があらう、張群氏は

國民黨中比較的時世を知つてゐる人だ、この人にして而もかゝる言あり他の私利私慾に汲々たる人物に到つては推して知るべしである、もし地位を替へ吾人がその立場にあればその生命財産を保護せしめ留まるべき餘地を與へ社会的に大いに盡力せしめるであらう、これは獨り個人的私交關係より云ふのみならず彼等また得難き逸材で黨人によつて悪用されるを惜しむべきが故である、もし我等にして海の如き度量なく、人材を廣く併せ吞ますんば如何にして大海たり得ようか、これ更生支那の理念である。

帝國の對支重大聲明

帝國政府は今次事變終局の目的を達成するため、最後の關頭においてなほ反省の望みなき抗日蔣政權の實質的否認と親日的新興政權との積極的提携を以て新たな段階に應ずべき方策となし、一月十一日の御前會議以來數次にわたる閣議並に大本營との聯絡會議を経て、十五日夜

近衛首相より上奏御裁可を仰いだ、その結果十六日正午を期して風見書記官長から左の如き正式聲明を中外に發表、抗日勢力に對する徹底膺懲を更に強化すべき帝國不退轉の決意を明らかにした。  
【帝國政府聲明】 帝國政府は南京攻略後なほ支那國民政府の反省に最後の機會を與ふるため今日に及び、しかるに國民政府は帝國の眞意を解せずみだりに抗戰を策し、内民人塗炭の苦しみを察せず、外東亞全局の和平を顧るところなし、よつて帝國政府は爾後國民政府を對手とせず、帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し、これと兩國々交を調整して更生新支那の建設に協力せんとす、元より帝國が支那の領土及び主權並に在支列國の權益を尊重するの方針には毫もかはる所なし、今や東亞和平に對する帝國の責任いよゝ重し、政府は國民がこの重大なる任務遂行のため一層の發奮を冀望して止まず

伊煥洪防共協定に賛意

一月十日より三日間ハンガリーの首都ブダペストで開催されたイタリー、オーストリア、ハンガリーのローマ協定國會議は十二日終了後左の諸項を含む共同聲明を發表した。  
一、オーストリア、ハンガリーはフランス將軍の政府を正式に承認することに決定  
二、煥洪兩國は防共協定には参加しないが、同協定の精神には敬意を拂ひ賛成するものである  
三、國際聯盟にはなほ留るが警告を發し、若し聯盟が一つのイデオロギーを信奉する團體に止る場合には兩國は聯盟との關係につき考慮する權利を保留する

喧傳せられるに至つた、しかしこの三國防共陣が直にベルリン、ローマ樞軸と結びつくものとは右三國と英、佛兩國との關係から見ても肯定し難いが三國のみの防共協定に對しては英佛と雖も干渉は出来ないであらうと見られてゐる、兎に角ポーランドを始めこの方面における對日空氣は最近眼立つて親日傾向を呈しソ聯の強硬對策と對峙して、この方面の反ソ陣の擴大強化せられつゝある情勢は注目に値ひする。

防共事務官新設

新裝共產黨(人民戰線)の檢擧に鑑み國外殊にソ聯のコミンテルンの活動狀況を注視する必要があるに於て、ベルリン、ローマ、東京に警保局事務官、屬、通譯各一名づつを常置することとなつた、これ等の新設防共事務官はベルリン、ローマの各防共當局と緊密な連絡をとり、相互にソ聯の情報を交換するとともに日本向け危険文書の嚴重な査閲に當るはず、なほ最近の極左思想は米國を通じて日本に入りこむ

實情なので内務省では前記防共事務官と同様の新機關を米國の適當な場所に設置する方針で目下外務省と交渉中であるが、多分四月一日までには實現する見込みである、かくて内務省の在外防共事務官は既設の上海、哈爾濱、ベルリンと共々に新設のを加へて合計七つの防共機關となり、日本の防共網は一段と強化さるゝにいたつた。

内務省警保局談

國內から極左思想を清掃するため今回の徹底的檢擧となつたのだが、被檢擧者の取調狀況によつては更に第三、第四の檢擧を見ることとなるかも知れぬ、とに角この方針を今後徹底的に強行するためには外國に適當な防共機關を新設せねばならぬので今回新しくベルリン、ローマ、米國(サンフランシスコ?)それから東京を選んだ、したがつてベルリンには既設のものを加へ内務省派遣の事務官が二人駐在することとなる

(増補・了)



昭和十二年十二月三十日  
昭和十三年六月五日  
昭和十三年六月五日  
印刷發行  
增補再版  
增補再版  
增補再版

日露年鑑  
定價 金拾圓

不許  
複製

發行所

東京市麴町區丸ノ内三丁目二番地  
發行兼編纂者 日露通信社  
代表者 上田 森 治  
印刷者 東京市神田區鎌倉町十九番地 井關 敦 雄  
印刷所 東京市神田區鎌倉町十九番地 明治印刷株式會社  
東京市麴町區丸ノ内三丁目二番地三號館  
電話九ノ内三九・四四・四四  
振替東京四三〇一五番

日露通信社



ТОРГОВАЯ



МАРКА

## АКЦИОНЕРНОЕ ОБЩЕСТВО СИМИДЗУ БОЭКИ КАЙША

Главное правление: Токио, Синагава-ку, Минами Синагава 6 № 1514.

Телефон: Таканава №№ 2530, 3712, 4135.

Изготовление и продажа следующих товаров:

Машины для цветной и черной металлургии.

Инструменты. Железно-дорожные машины.

Суда. Электрическое оборудование.

Машины для химической промышленности.



## Товарищество ТАИЦУ ШОКАЙ

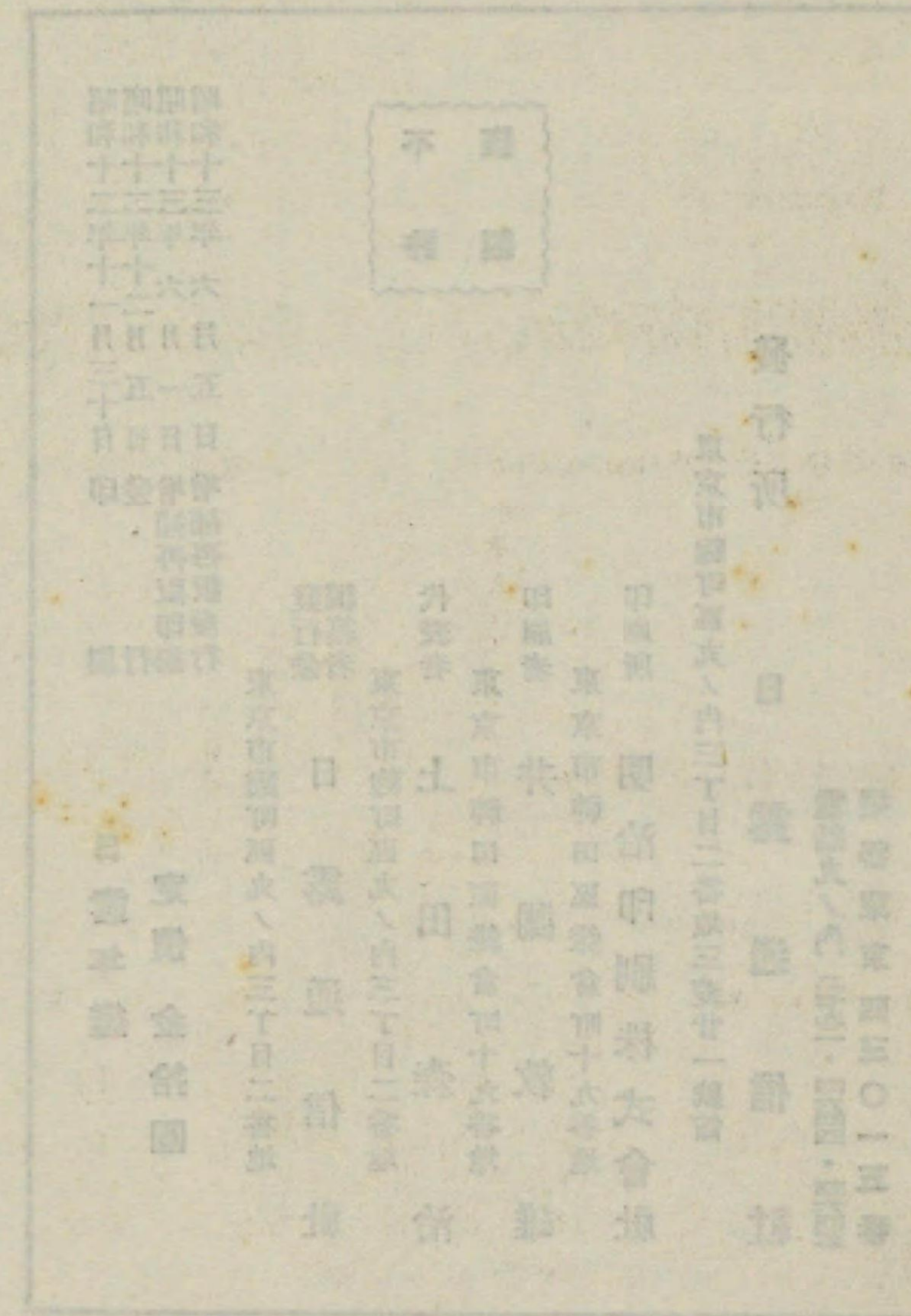
Судовые комиссионные операции и агентство

Главный Директор: г. Р. Мияо.

Главная контора: г. Кобе, Кобе-ку, Накамачи, 45.  
Телеграфный адрес: "Taitsu".  
Телефоны: Санномия №№ 35, 3457 и 3458.

Отделения: Токио, Маруноучи, Яесу билдинг, 4-й этаж  
Телефоны: Маруноучи №№ 4761 и 4762.  
Моджи, Хигаси-Хонмачи, 2-чоме.  
Телефон: № 120.

Агентства: Сibaура, „Марураку Кансотен“  
Телефон: Мита № 1213.  
Хакодате, „Кампгуми Госи Кайша“.

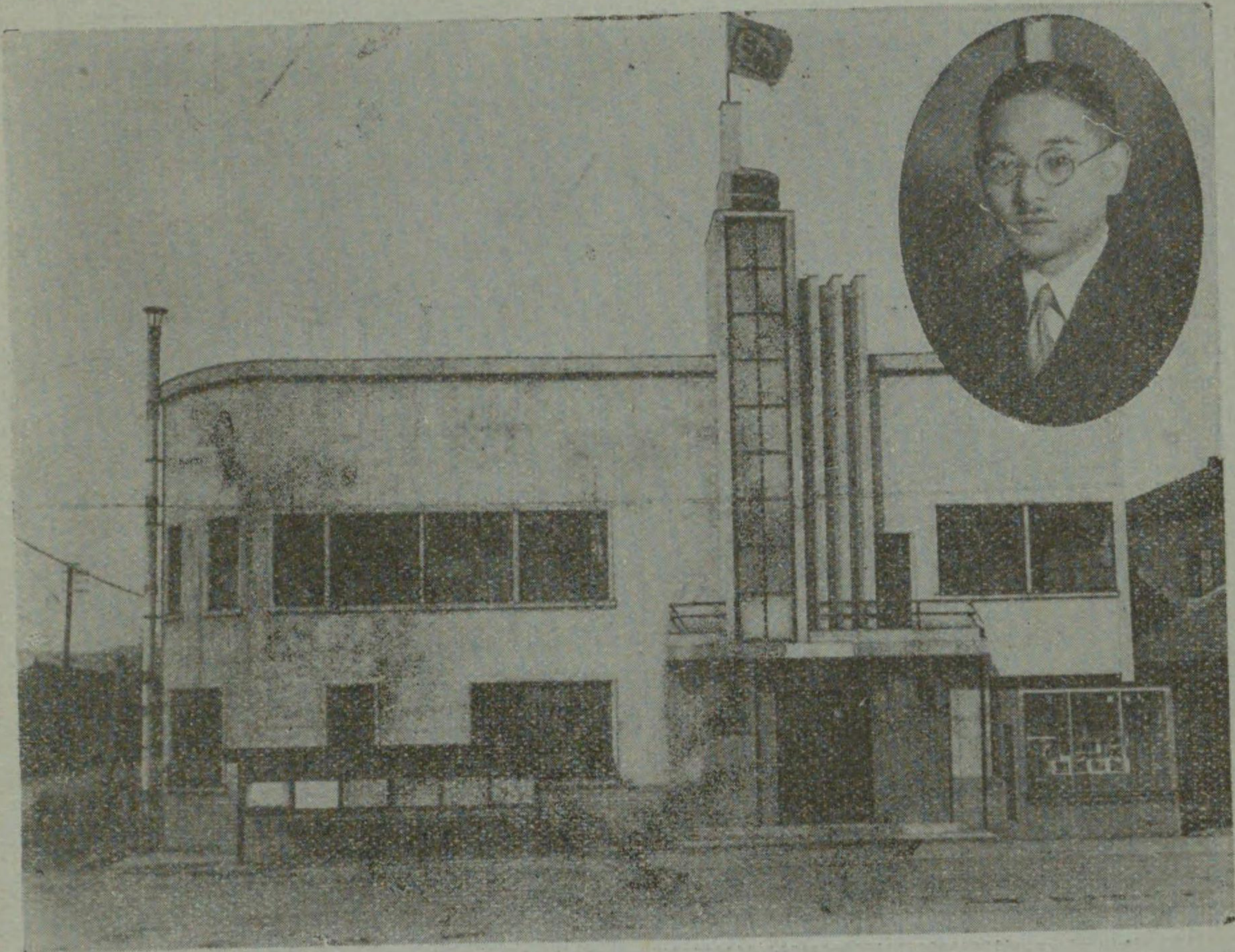




# 函館日日新聞

## 函館日日新聞社歌

- 一 言論、燦たり 正義の火華  
見よ！ 蒼穹の 日日旗  
三尺無反の 剣はなくも  
社会の夷敵 敢然！ 屠ふる  
おゝ我が函日、青年函日
- 二 報道、確たり 文化の泉  
見よ！ 道南の 金字塔  
不斷に相寄る 世紀の流れ  
逆巻く怒濤 敢然！ 衝かん  
おゝ我が函日、青年函日
- 三 社則、嚴たり 揺がず礎石  
見よ！ 堂々の 鐵壁陣  
不滅の青春 花なる誇り  
世界の頁に 敢然！ 起てり  
おゝ我が函日、青年函日
- 四 節操、凜たり 久遠の理想  
見よ！ 秀麗の 臥牛峯  
精華は輝く 無限の威力  
直くなる大道 敢然！ 進む  
おゝ我が函日、青年函日



屋社日函と長社藤佐

業界多難の秋、獨り「青年函日」は意氣揚々として道南の空を翔る。富貴に媚びず權門に阿ねず、所論公正一世を善導す。

社屋新築、社歌制定、輪轉機増設其の他工場設備の擴充等、躍進の目覺ましきは業界驚異の的となつて居り、絶對他紙の追隨を許さぬ優越の地位を確保し更に將來の飛躍を約束されてゐる。

函館市鶴岡町一番地

函館日日新聞社

社長 佐藤勘三郎

## 北部日本の明星

一、所論公正、一世を善導す、本紙に依り始めて筆の偉力を知る。  
一、社会より家庭への忠實なる連絡は本紙職責の第一要義である。  
一、發行部数の多きは廣告宣傳力の大なる事を最も雄辯に物語る。

## 北洋漁業界の權威

## 函館日日新聞社

函館市鶴岡町一番地

振替小樽 一一七一

電話 二四五六 九九五番

——(社本)——  
東京市京橋區銀座西五ノ五 秀吉ビル 稲垣政次郎  
大阪市西區陸塚南町二九 石原健藏  
名古屋、青森、札幌、小樽、室蘭、豊原、壽都、江差、福山、戸井其の他樞要の地に置く

——(局支)——



北海道漁業罐詰株式會社

函館市幸町二十番地

電話 一八〇番  
二八三番  
二四八番

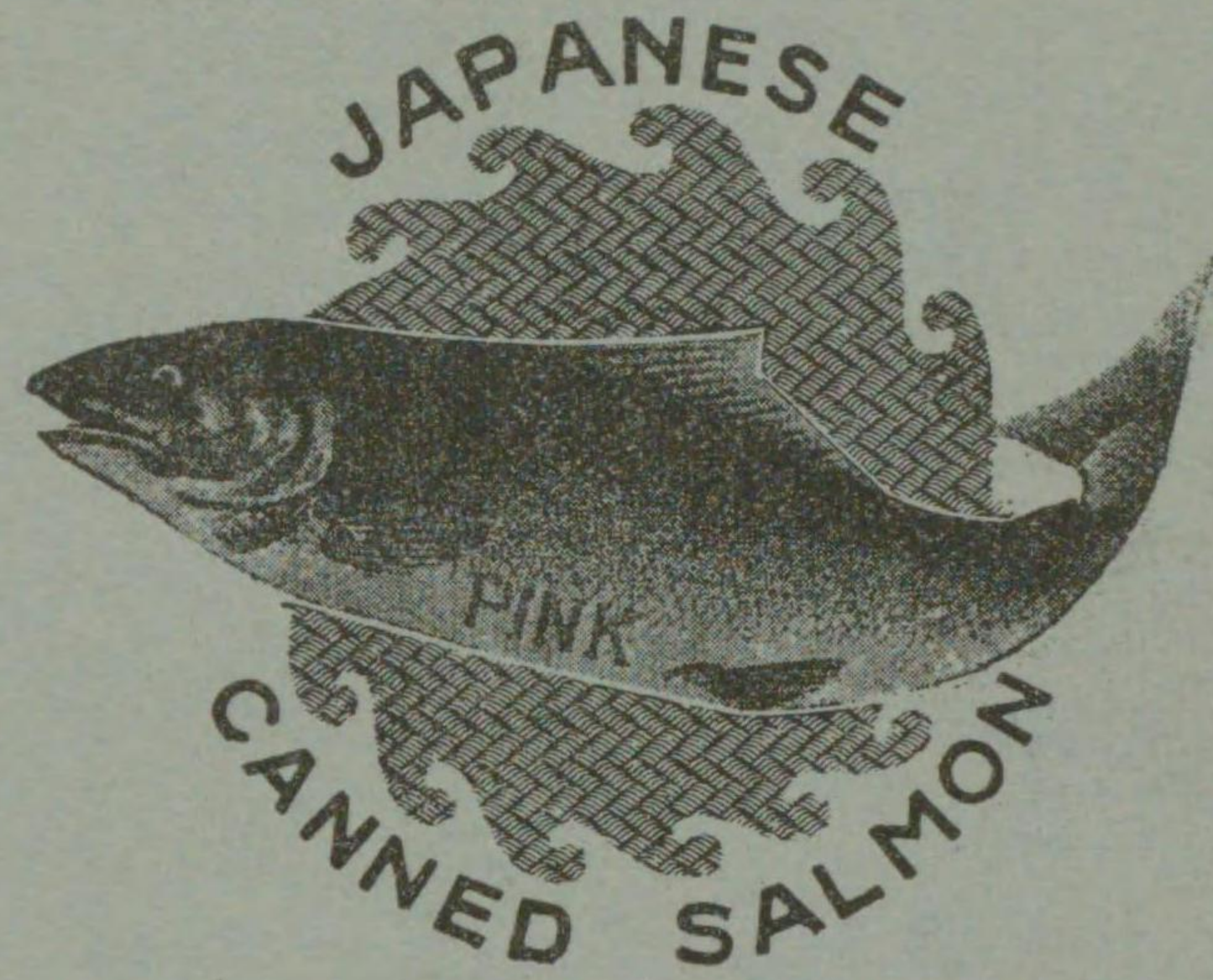
北洋鹽業株式會社

函館市東濱町一番地

EAT MORE

Canned Salmon

さけ  
罐  
詰



階五グンイデルビ内ノ丸市京東 合組産水業詰罐鱒鮭本日

陸上蟹罐詰業水産組合

組長 渡邊藤作

副組長 加隈良介



會株  
社式  
西  
村  
造  
船  
所

各種船舶新造修繕並設計

函館市西濱町一番地  
電話九九七番

АКЦИОНЕРНОЕ  ОБЩЕСТВО

ХОККАЙ СЕЙКАН СОКО КАБУСИКИ КАЙША  
ПРОИЗВОДСТВО САНИТАРНЫХ КОНСЕРВНЫХ ЖЕСТЯНОК  
И СКЛАДСКОЕ ДЕЛО.

Основной капитал ... .. 2,000,000 иен.  
Реализованный капитал ... .. 2,000,000 иен.  
Мощность производства за год ... .. 180,000,000 банок.  
Емкость складов ... .. 2,270,000 куб. сяку.  
Контингент служащих ... .. 500 человек.  
Правление и завод: Гор. ОТАРУ, Китахама-чо, 3-чоме № 6.  
Агентство: Немуро-мачи, Хонмачи, 1-чоме № 16.  
гор. Аомори, Син-ясуката-мачи № 64.

北海製罐倉庫株式會社  
當社製衛生罐

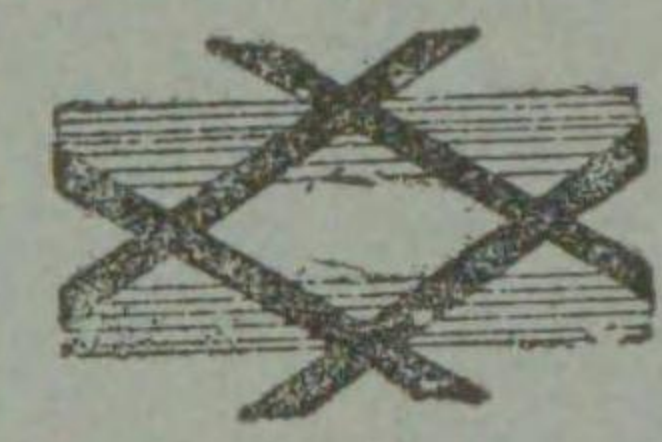
本社及工場	小樽市北濱町三丁目六番地	拂込金	金貳百萬圓
出張所	根室市本町一丁目十六番地	製罐能力	金壹億八千萬罐
同	青森市新安方町六十四番地	倉庫收容能力	貳百貳拾七萬立方尺
資本金	金貳百萬圓	従業員	五百名

日本水產株式會社

函館市營業所

函館市仲濱町四十二番地





# 日本漁網船具株式會社

營業科目

漁網、漁具、船具  
金物、工具類、各種礦油類  
各種發動機

本社營業所  
東京營業所  
函館營業所  
基隆營業所  
大阪營業所  
清津營業所  
戶畑營業所  
大連營業所

下關市  
東京市丸の内ビルディング  
函館市末廣町  
基隆市濱町  
大阪市北區中之島望日ビル  
朝鮮市清津府明治町  
戶畑市乃木井崎町  
大連市

# 日本鮭鱒販賣聯盟會

常任幹事



函館水產販賣株式會社



# 帝國水產株式會社

代表取締役 大澤常治

函館市豊川町五十二番地

資本金 八百萬圓  
社長 平塚常次郎

# 太平洋漁業株式會社

本社 東京市麴町區丸之内二丁目二番地  
出張所 函館市眞砂町六番地





# 三菱商事株式會社

本店 東京市麴町區丸ノ内二丁目十番地

### 營業的目

物品販賣業 問屋業 運送業 代理業 仲立業  
製造加工業 工事請負業 度量衡器並ニ計量器販賣業 藥品販賣業  
壓縮瓦斯液化瓦斯並ニ其容器販賣業 其他附帶事業

### 支店

小樽、橫濱、名古屋、大阪、神戸、吳、門司、臺北、高雄、京城、大連、天津、  
青島、上海、漢口、香港、新嘉坡、スラバヤ、シドニー、カルカッタ、孟買、倫  
敦、紐育、シアトル、桑港

### 出張所 出張員 及駐在員

函館、青森、新潟、仙臺、橫須賀、半田、岡山、尾道、徳島、八幡、長崎、佐世  
保、鹿兒島、那覇、基隆、臺中、釜山、群山、清津、平壤、元山、哈爾濱、奉天  
新京、營口、安東、秦皇島、濟南、マニラ、盤谷、メルボルン、アレキサンドリ  
ア、ベイルート、バグダッド、ヨハネスブルグ、ブエノスアイレス、サンチャゴ

### 代理店

佛國三菱株式會社(巴里)、同里昂支店、同カサブランカ駐在員、  
獨國三菱商事會社(柏林)、日波貿易會社(テヘラン)

ТОРГОВАЯ МАРКА



## Окура Шодзи Кабусики Кайша

• ТОРГОВОЕ АКЦИОНЕРНОЕ О-ВО „ОКУРА“

Правление г Токно, Кюбаси, Гинза 2 чоме  
Телеграфн адрес „ОКУРА“

ИМПОРТ, ЭКСПОРТ, ФАБРИЧНОЕ ПРОИЗВОДСТВО, КОМИССИОН-  
НАЯ ПРОДАЖА, ТОРГОВЫЕ ПРЕДСТАВИТЕЛЬСТВА

Отделения и агентства:

Осака, Нагоя, Иокосука, Куре, Сасехо, Майдзуру, Иокогама,  
Кобе, Модзи, Тайхоку, Кейджо, Мукден, Синьцзин, Харбин,  
Дайрен, Ханькоу, Циндао, Шанхай, Тяньцзин, Сидней, Мель-  
бурн, Нью-Йорк, Лондон, Берлин, Париж.

## 大倉商事株式會社

營業科目 { 問屋業。代理業。物品販賣業。仲立業  
製造加工業。運送業。工事請負業。其他

本店 東京市京橋區銀座二丁目

支店及出張所 { 大阪、橫須賀、吳、佐世保、舞鶴、橫濱、名古屋、  
神戸、門司、台北、京城、奉天、新京、哈爾濱、  
大連、漢口、青島、上海、天津、シドニー、メルボルン、  
紐育、倫敦、柏林、巴里、



